

アメリカ諸州における裁判官選任方法と 裁判官の役割

重 村 博 美

はじめに

アメリカ諸州における裁判官選任方法は、任命制を採用する連邦とは異なり、州毎あるいは、州内の裁判所毎に異なる。その方法は、任命制・公選制（党派選挙・非党派選挙）、そしてメリット・システムの三種類のいずれかに分類される。

また、州の裁判官選任方法を展望すると、イギリスの植民地から独立以降、4度の転換期を経て、様々に変化をしている。イギリスからの独立の際の13邦の憲法制定での議論、ジャクソニアン・デモクラシーを契機とした裁判官公選制導入の隆盛、公選制に対する反動として案出されたメリット・システム、そして公選制とメリット・システムとの支持が拮抗する現在といったものである。これらの転換は、裁判所に対する人々の役割に対する意識の変化とともに生じたものと見て取ることができる。

しかし、この変化のなかで常に意識されてきたのは、裁判官という職に伴う「司法の独立性・公平性」、そして「裁判官の独立」といった、他の公職の役人とは相違する役割である。それゆえ、裁判官として必要な資質をどのように確保するか、どのような選任方法であればそれが確保できるのかは、その時々々の主要なテーマであった。その反面、裁判官といえども、市民に対するアカウントビリティを果たすべきとする、そして裁判官とい

えども、市民がコントロールするという見方も、時代の流れのなかで強く意識されるようになった。現在では、裁判官資質の確保、そして市民に対するアカウントビリティ、そのいずれにおいても必要とされ、そのいずれも充足する方法の模索へと舵を切っている。

本稿は、アメリカ諸州における裁判官選任で用いられている三種類の方法について、その導入に至る歴史的な経緯、その長所短所を検討することで、州裁判所裁判官の役割に応じた州裁判所裁判官選任方法のあるべき姿を明らかにする。1章では、主裁判所裁判官選任方法について、どのような議論がなされてきたのか示す。2章・3章では、3種類の選任方法の長短について検討をする。2章では、公選制について、選挙運動規制をした裁判官行為規則の合憲性についての連邦最高裁判所判決から、公選制自体に対しどのような見解をもつのか検討をおこなう。3章では、任命制とメリット・システムについてそれぞれ検討をおこなう。任命制は、裁判官に対する政治的な影響力を排し、裁判官資質を確保可能な最善な方法と考えられるが、実際の導入州は二州にすぎない。同様に、メリット・システムについても検討をする。この選任方法は、アメリカ法曹協会、アメリカ司法協会といった法曹団体により案出されたものであるが、この方法によっても、多くの問題が指摘される。ただ、裁判官選任方法は、同州内で全て同じ選任方法を採用する州もあれば、上級裁判所と下級裁判所とで選任方法を変える州もある。この点にも注目をしつつ、検討を進めたい。

1章 州裁判所裁判官選任方法の歴史的展開

アメリカ合衆国では、連邦と州、それぞれに憲法がある。州憲法では、合衆国憲法同様、立法部・執行部同様、司法部の規定があり、またそれに伴い、裁判所構成や裁判官の任免などに関する規定もある。

さて、州における裁判官選任方法は、現在大別すると三種類ある。まず、立法部や執行部による任命制、第二に、公選制（党派選挙・非党派選挙）、最後にメリット・システムである。これら選任方法は、同時多発的に用いられるようになったのではなく、それらの導入に際しては、その時代の社会背景が大きく影響を及ぼし、変化をし続けている。そこで、本章では、その社会背景を示しつつ、アメリカ諸州がどのような裁判官選任方法を選択していったのか、イギリス独立後の州憲法制定から21世紀初頭までを、裁判官選任方法の選択に影響を及ぼした時代背景に即して三つに分類し、示すこととする。

(1) 州憲法制定・合衆国憲法における裁判官選任規定

アメリカから独立した13の植民地は、1776年から1780年にかけて邦（州）憲法を制定した。立法・司法・執行の各部は、権力分立の原則の下に権限が分配されたが、執行部の長（知事）の権限は、必ずしも磐石なものではなく、Councilの同意を必要とされていた。裁判官選任についても、それぞれの憲法で規定した。その内訳は、立法部による選任が7邦と最も多く、4邦は知事とCouncilの同意を必要とし、残りの2邦は、知事と立法部、そしてCouncil of Appointmentによる選任である⁽¹⁾。

では、なぜこのような選任方法が各邦で採用されたのか。これはイギリスの植民地時代の経験に基づくとされる。イギリス本国では、1688年の名誉革命が契機となり君主と政治部門の分離をしたが、その反面、1701年の

(1) アメリカ独立直後の裁判官任免については、田中英夫『アメリカ法の歴史上』90頁（東京大学出版会、1968年）。それによると、立法部による選任は、コネティカット、ロード・アイランド、ニュー・ジャージ、ヴァージニア、ノース・キャロライナ、サウス・キャロライナ、ジョージアの7邦。知事とCouncilによる選任は、ニュー・ハンプシャー、マサチューセッツ、ペンシルベニア、メアリランドの4邦。知事と立法部の双方による選任は、デラウエア。Council of Appointmentによる選任は、ニューヨークである。

王位継承法 (Act of Settlement) により、裁判官の任免に君主の関与を認めていた。とはいえ、君主に無条件の任免権を賦与したのではなく、2つの条件が付された。まず、任期は「非行なき限り (during good behavior)」終身であること、そして解職についても上下両院の取扱い事項とすることである。

一方、イギリスの植民地であったアメリカでは、王位継承法の規定が適用されず、裁判官の任免は君主に委ねられたままであった。しかも君主によって任命された裁判官の資質は、必ずしもよいものではなく、植民地の人々には多くの不満を抱かせる結果となった。それゆえ、独立直後の各邦は、立法部に裁判官の選任を委ねる方法を13邦のうち、7邦と最も多く採用した。これは、この植民地時代の経験から、執行部の一人に裁判官任命を委ねることを危惧したためだといえる⁽²⁾。

その後の合衆国憲法の起草に際して、裁判官をどのような方法で選任するか、当然に議論の対象となった。裁判官選任について、憲法起草者たちは、任命による方法だけでなく、選挙による選任も視野にいれ議論していた。憲法起草者の一人であるとされるハミルトンは、司法権の独立を擁護するために、任命による裁判官選任を支持している⁽³⁾。その反面、反フェデラリスト達は、任命制を否定し、公選制を支持する見解を示していた。裁判官候補者の人となりについて、執行部や上院が情報をもたず、それらの選択について市民の信頼が獲得しづらいなどの理由からである⁽⁴⁾。しかし、結果的に、連邦裁判所裁判官の任命について、大統領の指名と上院の

(2) 田中英夫「アメリカにおける裁判官の選任方法—わが国の最高裁判所に対する国民審査の歴史的背景(一)」法学協会雑誌78巻2号178頁(1961)。

(3) JAMES MADISON, ALEXANDER HAMILTON, JOHN JAY, "The Federalist Papers" (PENGUIN ed.), at 436 (1788, 1987).

(4) RALPH KETCHAM, "The Anti-Federalist Papers and the Constitutional Convention Debates" (Signet Classics ed.), at 111-117 (1986).

承認に基づき選任するとする規定（合衆国憲法2条2節2項）がなされ、公選制の導入は見送られた。

とはいえ、公選制がその後の議論の対象とならなかったわけではない。連邦では、現在も大統領の指名と上院の承認を必要とする合衆国憲法の規定に変更はないが、諸州では、19世紀初頭のジャクソニアン・デモクラシーを契機に、公選制が積極的に導入された。

(2) ジャクソニアン・デモクラシーと公選制導入

1830年代頃から、アメリカ全土で民主化を要求する市民の動向が活発化した。ジャクソニアン・デモクラシーである。民主党初の大統領となったジャクソンは、それまで白人の一部にしか認められていなかった投票権を、白人全てに拡大するという大きな変革をもたらした。この変化のなかで、立法や執行部に属する公職だけでなく、司法（裁判官）をも、公選とすべきとする流れをうみだした。

しかし、裁判官公選制は、ジャクソニアン・デモクラシー以前に実施されていなかったのか、という点と否である。1812年には、ジョージア州で、下級裁判所裁判官の選任を公選とする憲法修正がなされ、1816年には、インディアナ州の巡回区裁判所裁判官と、わずかながら存在する⁽⁵⁾。しかし、一州すべての裁判所での公選制の導入はなかった。

一州すべての裁判所で、州全体で裁判官公選制が導入されたのは、ジャクソンが大統領に就任した後の1832年である⁽⁶⁾。ミシシッピ州で実

(5) Larry C. Berkson, *Judicial Selection in the United States: A Special Report, Judicial Politics: Reading from Judicature* 50 (Elliot E. Slotnic ed., 2005).

(6) 裁判官公選制が誕生した理由は、ジャクソニアン・デモクラシーの影響のみではないとする見解もある。ニューヨーク州では、汚職や政党からの影響などの問題から公選制よりも任命に利点があるとの議論がなされたが、結果的に、↗

施された。これを契機に、その後、ジョージア、メアリランド州など、当時存在していた24州のうちの22州で実施され、公選制は、急速に拡大をした⁽⁷⁾。ここでの裁判官公選制は、立法部その他の公職と同様の党派的選挙(partisan-election)である。候補者自身が支持する政党名を有権者に示したうえで立候補する形式である⁽⁸⁾。

しかし、ジャクソニアン・デモクラシーを契機に拡大をした裁判官の党派的選挙は、裁判官と他の公職との差異から生じる多くの問題を抱えた。当選した人物は、必ずしも裁判官としての能力(裁判官資質)を兼ね備えた人物とはいえなかった。つまり、党派的選挙のもとでは、知名度があること、政党の支援を獲得できることなどの条件を充足する人物でなければ、立候補が難しいためである。反対に、裁判官資質を備えていると目される人物は、このような状況下での裁判官就任に魅力を感じない。また、有権者の側からすると、裁判官資質を判断する材料に乏しく、候補者を政党や利益団体などによる情報といったものでしか判断することしかできない⁽⁹⁾。これら悪条件が重なり、立候補者・有権者にとっていずれも望ましい状況ではない党派的選挙は、公平性・独立性を重んじる司法に対する市民の信

ㄨ 公選制が導入された。その理由は、民意の後押しを受けた立法部の独走を抑制するためである。それゆえ、立法部と司法部の役割を対等の立場に置いた。つまり、司法部には、立法部の権限を抑制しその行為をチェックさせ、州法に関する司法審査を促進することが期待されていた。Jed Handelsman Shugerman, *Economic Crisis and the Rise of Judicial Elections and Judicial review*, 123 Harv. L. Rev. 1061,1079-1087 (2010).

(7) 田中英夫『英米の司法』371頁(東京大学出版会, 1973年)。1846年から1860年までの間に、裁判官公選制は急速に拡大をし、当時存在した24州のうちの22州で採用された。未実施の州は、マサチューセッツとニュー・ハンプシャーである。

(8) Jed Handelsman Shugerman, *The People's Courts: Pursuing Judicial Independence in America*, at 105. (2012).

(9) ニューヨーク州の Tammay Hall による汚職は、その一例であるとされる。Id.

頼を失墜させた。

とはいえ、裁判官選任をめぐるこのような社会状況は、選任方法を見直す契機となったことはいうまでもない。例えば、1853年におこなわれたマサチューセッツでの憲法制定に際しては、議論の結果、裁判官公選制の導入が見送られ任命制となったり、ニューヨークでは、1873年に、公選制から任命制へ回帰するといった案が市民の後押しを受け提案されたりするなど⁽¹⁰⁾、党派的選挙への批判が次第に拡大した。

そこで裁判官公選制の実施にあたり、政党のコントロールを受けない選任方法が検討され、非党派選挙（non-partisan election）が提示された。裁判官候補者が支持する政党名を示さないという方法である。この非党派選挙は、1873年にまず、イリノイの Cook County で実施され、1927年には、12州で実施された⁽¹¹⁾。とはいえ、党派性を排除した選挙の実施をしても、党派的選挙の際と同様、有権者が裁判官候補者の裁判官としての資質の判断に有効な判断基準を持たなかった⁽¹²⁾ ため、やはり有権者の判断基準は、政党に委ねざるを得ないといった状況に陥ることとなる。

(3) メリット・システムへの移行

裁判官選任におけるメリット・システム導入の萌芽となったのは、Roscoe E. Pound が述べた公選制に対する批判である。Pound は、1906年の論文で、「裁判所を政治のなかに押し込み、裁判官を無理やり政治家に服従さ

(10) Russell D. Niles, The Popular Election of Judges in Historical Perspective, in The Record of Association of Bar of the City of New York 528,535 (Nov. 1966).

(11) Larry C. Berkson, Judicial Selection in the United States: A Special Report, Judicial Politics: Reading from Judicature 50 (Elliot E. Slotnic ed., 2005).

(12) Id. at 50-51.

せることは、裁判所に対する伝統的な敬意を破壊するものである⁽¹³⁾という。また、後の連邦最高裁判所長官になる William Taft も、1913年に、裁判官選挙での選挙活動は、「恥ずべきこと (disgraceful)」⁽¹⁴⁾であると指摘する。なぜならば、「裁判官候補者が、(当選後の)判決が特定の有権者の要求を満たすような、支持される選挙運動をおこなう必要がある」からだという⁽¹⁵⁾。

このような公選制への批判が次第に高まるなかで、裁判の効率化を標榜する法律家の団体である American Judicature Society (アメリカ司法協会、以下 AJS と略。)が、タフトの発言と同年の1913年に設立された。この AJS は、裁判の効率化のため、裁判官の選任方法、任期、定年などに特に関心を示し、調査・研究をおこなっていた。そのなかで同協会のリサーチ・ディレクターであった Albert M. Kales は、公選制の代替となる選任方法である、現在、メリット・システムと称される裁判官選任方法の基礎を形作った。それは、選挙の特質である民意の反映と、任命制の特質である法的素養をもつ人物の確保の双方を確保することを目的としたものである⁽¹⁶⁾。具体的には、まず、公選の首席裁判官が、最も有能な裁判官としての資質を備える人物を探し出すことを期待された委員会によって付託されたリストから、裁判官席の空席を充足する。そして、裁判官職に任命された三年後、再任の可否を市民に問う選挙に臨むとするものである⁽¹⁷⁾。この方法であれば、党派的選挙で問題視された政党の関与も、裁判官資質

(13) Roscoe E. Pound, *The Cause of Popular Dissatisfaction with the Administration of Justice*, 40 A.M.L.Rev. 748 (1906).

(14) William Howard Taft, *The Selection and Tenure of Judges*, 38 Rep. A.B.A 418 (1913).

(15) *Id.*

(16) Allan Ashman & James J. Alfini, *The Key to Judicial Merit Selection: The Nominating Process*, at 11 (1974).

(17) *Id.*

の判断に苦慮する市民の投票の問題も両方、解決されると考えられた。その後、1926年には、この Kales 案を発展させた Harold Laski の案が提示された。それは、任命権者を公選の首席裁判官から知事に変更する案である⁽¹⁸⁾。

とはいえ、Kales ならびに Laski の提案は、受け入れられるまで時間を要した。1934年になってようやく、カリフォルニア州で、Kales と Laski の案出に基づく、知事による最初の任命をするというメリット・システムが採用⁽¹⁹⁾されたが、拡大というまでには至らなかった。拡大の契機となったのは、AJS でのこれら案出が、アメリカにおいて始めて設立された法曹組織である American Bar Association（アメリカ法曹協会、以下 ABA と略。）で検討され始めた、1937年である⁽²⁰⁾。ABA は、AJS のメリットに基づく裁判官選任をわずかに修正した形で受容し、発展させた。具体的には、市民や弁護士を含む多様なメンバーで構成される裁判官指名委員会で裁判官候補者となる人物の資質を精査し、三人の候補者を知事に具申し、知事がそのなかから裁判官を任命する。そして、任命後、非党派による再任のための選挙に服するというものである。上告審の裁判官は12年、また下級審の裁判官は、6年の任期であり、任期終了後に再任選挙に臨むというものである⁽²¹⁾。その後、このメリットに基づいた裁判官選任方法は、1940年にミズーリ州で最初に採用され（このため「ミズーリ・プラン」と呼称される）⁽²²⁾、その後、ABA あるいは AJS が推奨するメリットに基づく裁判

(18) Id.

(19) Shugerman, *supra* note 8. at 185-191.

(20) Ashman & Alfini, *supra* note 16, at 11.

(21) Henry J. Abraham, *The Judicial Process*, at 37 (1993).

(22) 一般に Kales と Laski の案を発展させた裁判官選任方法をメリット・システム (Merit System) といい、1940年にミズーリ州で採用された裁判官選任方法をミズーリプラン (Missouri Plan) と称するとされる。Larry C. Berkson, *Judicial Selection in the United States: A Special Report*, Judicial

官選任は、多くの州で受容された。

州における裁判官選任方法の変遷をみると、常に裁判官の質の確保と民意の反映のバランスをどのようにとるかに重点が置かれたかにあるといえる。裁判官選任方法として最後に提案されたメリット・システムは、それまで諸州で用いられてきた任命そして選挙双方の妥協案といえる。それゆえ、裁判官指名委員会の構成をめぐる問題や、再任（信任）投票に直面する裁判官に対する有権者からの（無言の）心理的圧力など、任命そして選挙が抱える問題を共有することになる。と同時に、民意の直接的な反映という観点からすると、公選制への支持も根強い。

ちなみに、現在、アメリカ50州における裁判官選任方法の実施状況であるが、ここではその州の最高裁判所に位置づけられている裁判所を基準に示すものとする。まず任命制については、2州が採用し、公選による選任を採用する州は21州である。具体的には、党派的選挙が9州、非党派選挙が13州である。メリットに基づく選任が24州、その他立法部選挙を採用する州は、2州。ちなみにコロンビア特別区は、メリット・システムによる方法である²³⁾。

↘ Politics: Reading from Judicature 51 (Elliot E. Slotnic ed., 2005). ただし、メリット・システムを採用する州といえども、全てが同じ選任方法ではない。例えば、知事と裁判官指名委員会によって裁判官が選出されるが、再任あるいは再任の決定は、知事あるいは議会の承認でなされるもの。あるいは、知事がメリットに基づいた裁判官選任のためのプロセスを変更可能であるといった方法もあり、メリット・システムといえども、現在は、大別して三種類あるとする見方もある。Christopher P. Banks & David O'Brien, *The Judicial Process: Law Courts, And Judicial Politics* 102 (2016). 本稿では、Kales と Laski の案ならびにその後 ABA における修正を経た形での選任方法を、特に断りのない限り、メリット・システムとする。裁判官指名委員会における裁判官資質の検討、知事に対する具申、知事（上院）の任命、ならびに任命後市民による再任（信任）投票を実施するものを指すこととする。

²³⁾ http://www.judicialselection.us/judicial_selection/methods/selection_of_judges.cfm?state= (2017年8月29日現在)。

しかし、州毎の裁判官選任方法を下級裁判所のレベルにも目を向けると、最上級裁判所においてメリット・システムを採用する24州のうちの10州で、党派ならびに非党派による選挙による選任が実施されている²⁴⁾。同州内の裁判所で、裁判所管轄権毎に、このような選任方法に差異を生じさせる理由はどのようなものであろうか。そこには、各選任方法のもつ制度の得失が大きく関係をしていると考えられる。この点につき、次章以降で検討をする。

2章 連邦最高裁判所判決に見る公選制の是非

連邦最高裁判所で州裁判所裁判官選任方法に関わる積極的な議論そして判断がなされるようになったのは、主として21世紀に以降であり、そのなかでも公選制をめぐる事例においてである。以下で示す、2002年のいわゆる White 事件連邦最高裁判所判決は、その端緒ともいえる。公選制については、前章でも示したように、民意の反映という点では優れているものの、民意の反映の過程で、有権者が裁判官候補者の資質に関する有用な情報を持たず、政党や利益団体などからの一方的な情報に依存せざるをえない状況が生じ、問題となっていた。また、訴訟当事者・弁護士などが、関係する事件の判決を有利に導くことを企図して積極的に選挙資金提供などをおこなうという状況も顕著に見られた。これら状況に、裁判官候補者は、自身の政治的・法的見解を積極的に有権者に対して公表しようとしたり、その周知のために多額の選挙資金を必要²⁵⁾ とするため、有権者などに選挙資

²⁴⁾ Id.

²⁵⁾ 2012年に実施された17州の最高裁判所裁判官選挙で、テレビ広告に用いられた広告費は、30万ドル以上であるという。また、その広告内容には、対立候補の裁判官としての振る舞いについてのネガティブ・キャンペーンも含まれるとされる。Michael S. Kang and Joanna M. Shapferd, *The Long Shadow* ↗

金の懇請をしたりすることで、自身の当選につなげようとしていた。

ただ、州は、これら言動をしようとする候補者に、司法の高潔性 (integrity) の保護、そして市民の信頼を維持する目的²⁶⁾で、それらの選挙運動を禁止するルールを制定した。これは一般に、裁判官行為規則と称されるが、州での導入に際して多くの州では、ABAの規範が基礎となっているものである²⁷⁾。ただ、裁判官候補者の側からすると、裁判官候補者に対してのみ課されるこのような規制 (一般に、アナウンス条項と称される)²⁸⁾は、公職の候補者に保障される言論の自由を規制し、合衆国憲法修正1条に反するのではないかとの疑義が生じ、それに関連する訴訟が提起されるに至った²⁹⁾。このような経緯から、裁判所の判断では、これら州法や裁判官行為規則に関する合憲性の審査に重点が置かれている。しかし、本稿における興味の対象は、公選制に基づく裁判官選任が選任方法として適当な手段であるかであり、これら規制に対する判断のなかで裁判官公選制をどのように位置づけているかにある。

そこで以下では、まず、これら裁判官に対する言動の制約についての代表的な判断である2002年のWhite事件判決と、2015年のWilliams-Yulee事件判決の二つの連邦最高裁判所の判決の概要を示す。そして、これら判決のもとで、法廷意見ならびに反対意見を概略し、各裁判官が裁判官公選制に対してどのような見解をもっているのか、検討をおこなう。

↘ of Bush v. Gore : Judicial Partisanship in Election Cases, 68 Stan. L. Rev. 1411,1441 (2016).

²⁶⁾ See Also., Florida Code of Judicial Conduct 7 C(1).

²⁷⁾ Voting and Democracy, II, Judicial Elections and free Speech, 119 Harv.L.Rev.1133,1135 (2006).

²⁸⁾ アナウンス条項については、拙稿「アメリカにおける裁判官選挙の言論制約と『司法の公平性』」近畿大学法学55巻3号99頁以下(2007)。

²⁹⁾ Michael Richard Dimino, Sr., Counter-Majoritarian Power and Judge's Political Speech, 58 Fla. L. Rev. 53, 106 n.252. (2006).

(1) **Republican Party of Minnesota v. White 事件判決**⁶⁰⁾ (White 事件判決)

(事件の概要)

非党派選挙により裁判官を選任していたミネソタ州では、「現職裁判官・立候補予定である弁護士を含む全ての裁判官候補者は、議論ある法的・政治的問題について、自身の見解を公表 (announce) してはならない。」⁶¹⁾ とする裁判官行為規則を制定していた。

共和党員である Gregory Wersal は、1996年と1998年の二度、ミネソタ州最高裁判所裁判官に立候補した。しかし、自身の文書などを通じた発言が、当該裁判官行為規則に違反することを危惧⁶²⁾ し、一度目の立候補を断念した。二度目の立候補の際、Wersal は、事前に条項の適用の可否について、その判断をする委員会に勧告的意見を求めたが、委員会は条項の違憲性を指摘しつつも、発言内容についてのリストが提出されていないことを理由に判断を回避した⁶³⁾。

そこで Wersal は、ミネソタ州の裁判官行為規則が合衆国憲法修正1条に違反すると主張し、自身に対して条項の不適用を求めると同時に、委員会側も、有権者が条項の存在により Wersal の見解を聞く機会を奪うことから、選挙民の選択の余地を奪ってしまうことを主張し、連邦地方裁判所に対して、双方が Summary Judgement を要求した⁶⁴⁾。

⁶⁰⁾ 536 U.S. 765 (2002). 邦語文献として、寺尾美子「裁判官公選制と言論の自由 Republican Party of Minnesota v. White, 122 S. Ct. 2528 (2002)」, アメリカ法2003(2)345頁以下参照のこと。

⁶¹⁾ Republican Party of Minnesota v. White, 536 U.S. 775 (2002). (quoting Minn. Code of Judicial Conduct Canon 5(A)(3)(d)(1) (2002)).

⁶²⁾ Id.

⁶³⁾ Id. at 768-769.

⁶⁴⁾ Id. at 769-770.

(連邦裁判所の判断)

この Wersal ならびに委員会の主張に、連邦地方裁判所⁶⁵⁾ ならびに第8連邦控訴裁判所⁶⁶⁾ は、ミネソタ州のアナウンス条項の合憲性を支持した。

この下級審の判断に、Republican Party of Minnesota は、連邦最高裁判所に裁量上告、2001年9月に認められ、翌2002年6月に判断がだされた。そこで連邦最高裁判所は、5対4の僅差でミネソタ州の裁判官行為規則が合衆国憲法修正1条違反であると判断した。スカリア裁判官が法廷意見を執筆(レーンキスト、トーマス両裁判官が同調)、オコナー、ケネディ両裁判官が結果同意意見を示した。反対意見は、スティーブンス(スーター、ギンズバーグ、ブレイヤーが同意)裁判官、ギンズバーグ(スティーブンス、スーター、ブレイヤーが同意)裁判官が示している⁶⁷⁾。法廷意見は、裁判官候補者に対する言論制約とその合憲性審査基準について判断をし、言論制約の審査基準として用いられる「やむにやまれぬ(州の)利益」の有無が認められるかどうかについて判断をしている。ここでは、言論制約に対する「州司法部の公平性」の維持という目的が達成されるかどうかを判断基準とされた。アナウンス条項は、その目的には該当しないと判断され、違憲と判断したのである。

(2) Williams-Yulee v. The Florida Bar 事件判決⁶⁸⁾

(事件の概要)

Williams-Yulee は、2009年に、フロリダ州における裁判官選挙に立候補

⁶⁵⁾ Republican Party v. Kelly, 63 F Supp. 2d 967,985 (D. Minn.) (1999).

⁶⁶⁾ Republican Party v. Kelly, 247 F.3D 854 (8th Cir.) (2001).

⁶⁷⁾ White, 536 U.S. 775 (2002).

⁶⁸⁾ Williams-Yulee v. Florida Bar, 135 S.Ct.1656 (2015). 595 U.S_ (2015).
本件については、土屋孝次「判例研究；裁判官選挙の言論規制：Williams-Yulee v. The Florida Bar, 135 S.Ct.1656 (2015)」アメリカ法2016(1)134頁以下(2016)が詳しい。

した。立候補に際して Yulee は、有権者に選挙資金提供を懇請する手紙を送付し、また自身の選挙用ウェブサイトにも資金提供を要請する内容を投稿した³⁹⁾。しかし、Yulee が落選後、Yulee の選挙期間中の行為をフロリダの法曹協会は「裁判官候補者は、選挙資金を個人的に懇請してはならない」とする、州の裁判官行為規則 7(C)(1)⁴⁰⁾ に反するとして、Yulee を懲戒の対象とするとした。これに対し、Yulee は、法曹協会に対してこの規則が合衆国憲法修正 1 条に反するため懲戒対象とはならないと主張する⁴¹⁾。これら相対立する主張のなかで、フロリダ州法曹協会は、フロリダ州最高裁判所に、Yulee の懲戒請求を申し立てた。フロリダ州最高裁判所は、審理人 (referee) を任命し、審理の結果、Yulee の行為は行為規則違反に該当すると判断し、次のような結論に達した。Yulee は、①法曹協会に対して、1860ドル30セントの支払いをすること、②法曹協会から公式に譴責されること、以上の勧告である⁴²⁾。この勧告に対して、Yulee は、裁判官行為規則 7(C)(1)が、合衆国修正 1 条に規定する自由な言論を侵害していると主張⁴³⁾ し、連邦最高裁判所に提起した。

(連邦最高裁判所の判断)

連邦最高裁判所は、5 対 4 で、フロリダ州の裁判官行為規則 7(C)(1)は、

³⁹⁾ William-Yulee, 135 S. Ct. at 1663.

⁴⁰⁾ この規範も ABA の裁判官行為規範 (Model Code of Judicial Conduct) をもとにフロリダ州で制定されたものである。「裁判官候補者は個人的に選挙運動資金を懇請することを禁止する」。Florida Code of Judicial Conduct 7 C(1). Fla. Bar v. William-Yulee, 138 So. 3d 385 (Fla. 2014). (per curiam). なお、同様の規定は、ABA 裁判官行為規範をもとに各州で制定された行為規範は39州であるが、フロリダ州と同様の選挙運動資金に関する規定を設けた州は30州ある。135 S.Ct.1663 (2015)

⁴¹⁾ William-Yulee, 135 S. Ct. at 1663.

⁴²⁾ Fla. Bar v. William-Yulee, 138 So. 3d 381,383 (Fla. 2014).

⁴³⁾ Id. at 383.

修正1条違反ではないと判断した（合憲）⁴⁴⁾。ロバーツ首席裁判官が法廷意見を執筆（ソトマイヤー， ケーガン， ブレイヤー裁判官が同意， ギンズバーグ裁判官は， 一部同調）した。ブレイヤー裁判官は，（ギンズバーグ裁判官が一部同意）， ギンズバーグ裁判官は， 一部同意・結果同意（ブレイヤー裁判官一部同調）。スカリア裁判官が反対意見を執筆（トーマス裁判官同調）， ケネディ・アリトウ各裁判官が反対意見を執筆した。

ロバーツ長官の法廷意見は， 次のとおりである。まず， 当該事例では， 公的な問題や選挙された公職の候補者の言論であることから， 修正1条における最も高次のレベルの審査， すなわち厳格審査を適用するとした⁴⁵⁾。つまり， フロリダ州の裁判官行為規則7(C)(1)は， 厳格審査に服する⁴⁶⁾。規則は， 司法部の高潔性を維持する州の利益にかなうよう採択され， それが厳格審査の審査基準である「やむにやまれぬ（州）政府の利益」にも適合する⁴⁷⁾。両当事者は， 選挙についての別の類型で， フロリダ州の裁判官行為規則7(C)(1)と選挙運動資金制約を比較する時間に費やしたが， 裁判官は， 他の公職の役人よりも異なった公的機能に奉仕するため， そのような比較には根拠がないとする⁴⁸⁾。そして裁判官は， 自身の判決において， 自身の選挙運動資金の支持者と支援者を考慮せず， むしろ， 中立， 公正な調整者になるよう期待されている⁴⁹⁾。それゆえ結果として， 裁判官選挙は他の公職の選挙から異なって規制をされうるとした⁵⁰⁾。

これに対して， スカリア裁判官の反対意見（トーマス裁判官同調）は，

44) William Yulee, 135 S.Ct. 1662.

45) William Yulee, 135 S.Ct. 1662.1665.

46) Id at, 1665-1666.

47) Id at. 1662.1665. (quoting *Caperton v.A.T. Massey Coal Co.*, 556 U.S.868,889 (2009)).

48) William Yulee, 135 S.Ct. 1667.

49) Id.

50) Id.

次の通りである。裁判官と政治家を区別し、修正1条により判断されない言論があるという判断枠組が必要な領域があるということには、同意できない⁶⁰⁾。区別には、裁判官行為規則7(C)(1)が欠如している規則についての強力な歴史的伝統が必要であるが、そのような証拠がここで提示されていない⁶⁰⁾。

(3) 裁判官公選制の是非

上記で示した二つの事例は、いずれも裁判官行為規則7(C)(1)に基づく、裁判官候補者の選挙活動に対する規制の合憲性が争われた事例であるが、2002年の White 事件では「違憲」、そして2015年の Williams-Yulee 事件では「合憲」と正反対の判決がだされている。その背景には、連邦最高裁判所裁判官の構成の変化が理由のひとつに挙げられよう。White 事件判決で法廷意見を執筆したスカリア裁判官が、Williams-Yulee 事件では反対意見にまわり、その他の裁判官においても、White 事件判決で反対意見を示した裁判官が、Williams-Yulee 事件では法廷意見の側に立つという構図である。また、White 事件判決で公選制を非難し、その後退官したオコナー裁判官の後継として指名されていたロバーツ長官が、Williams-Yulee 事件で法廷意見を執筆したことも判決に少なからず影響したとみられる。ここでは、2002年から2015年の間の連邦最高裁判所における裁判官構成の変化がもたらす影響も加味しつつ、裁判官選任をする手段・方法としての公選制について、それぞれの判決がどのように捉えているか示したい。

まず、White 事件判決では、候補者の言論を制限しなくてはならないその選任方法、すなわち裁判官公選制自体に問題があるのではないかが、問題視されている。反対意見を執筆したオコナー裁判官はその代表である

60) Id. at 1676 (Scalia, A., Dissenting).

62) Id. at 1677-1680 (Scalia, A., Dissenting).

う⁵³。「有権者に対し、アカウントビリティを果たすことは『司法の公平性』との間の妥協を不可避にする。州は、裁判官の公平性を追求するあまりアナウンス条項で裁判官候補者の言論を制約したが、真に公平性を追及するのであれば、選挙により裁判官を選挙で選出することに問題がある。」⁵⁴とし、裁判官選挙の実施と選挙運動過程における言論制約が相容れないことを示している。

しかし、裁判官候補者に対する資金提供の懇請が問題とされた、2015年の Williams-Yulee 事件では、連邦最高裁判所裁判官全ての意見を通読しても、公選制に対する明確な非難を読み取ることはできない。むしろ、ロバーツ長官の法廷意見は、公選制を肯定した上での判断とも読み取ることが可能である。しかし、法廷意見を執筆したロバート裁判官は、裁判官と政治家と同じ立場ではない⁵⁵とすることで、裁判官候補者に対する制約を許容するとともに、司法の公平性の維持のために忌避制度を用いるとした点で、裁判官公選制議論における新たな道標を示したともいえる。

州裁判官公選制のもとでの裁判官忌避については、2002年の White 事件判決におけるケネディ裁判官の結果同意意見にその萌芽をみることができると。それによると、「州は、適正手続が要求する以上に厳格な忌避基準を採用し、また、その基準に反した裁判官を譴責に処することができる」とし、この判断が、諸州で導入された忌避制度を支える根拠となる⁵⁶。

⁵³ 2006年にオコナーは、連邦最高裁判所裁判官を退官したが、その後もメリット・システムによる裁判官選任への支持を表明している。See also., Sandra Day O'Conner, Symposium :The 2009 Earl F. Nelson Lecture: The Essentials and Expendables of the Missouri Plan, 74 Mo. L. Rev. 479 (2009).

⁵⁴ White, 536 U.S. 792. (O'Conner J. concurring).

⁵⁵ See William Yulee, 135 S.Ct. 1666. 政治家と裁判官との役割の相違については、White 事件判決でも述べられているとする。(citing Republican Party v. White, 536 U.S. 765,783 (2002)).

⁵⁶ White, 536 U.S. 794 (Kennedy, J., concurring).

その後、2009年の *Caperton v. A. T. Massey Coal Co.* 事件最高裁判所判決⁵⁷⁾でも、忌避制度について扱われた。*Caperton* 事件では、裁判官公選制のもとで高額な資金提供を受け当選した裁判官が、寄附当事者の審理を担当する場合において、回避（忌避）しないことが合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス違反となるのが争われている。法廷意見を執筆したケネディ裁判官は、多額の献金を受けた裁判官が審理担当を回避（忌避）しないことは、修正14条に違反すると判断をした⁵⁸⁾。

2015年の *Williams-Yulee* 連邦最高裁判所判決の法廷意見は、この *Caperton* 判決を維持した。当該判決において連邦最高裁判所は、裁判官公選制を維持しつつ、忌避手続を通じて司法の公平性を維持しようとしたのである。

しかし、忌避という手段を用いることで「司法の公平性」の確保は可能なのであろうか。この点につき、ABA が制定した最近の裁判官行為規則は、裁判官忌避⁵⁹⁾について次のように定める。裁判官は、自身の選挙活動に金銭を寄附した当事者、あるいは当事者の弁護士であることを知っていたときは、自ら忌避すべきであるとする。だが、やはり、忌避の有効性・実効性に否定的な見解も存在する。忌避は、そもそも裁判官自身の判断による。それゆえ、訴訟当事者との関係性に疑義が生じても、忌避を強制できない。このような場合に備えて、裁判官に対する忌避を訴願人が請求する制度の導入の提唱もあるが、当該裁判官が選挙資金提供者に有利な判断をすとの客観的な証拠も見当らず、また裁判官が忌避を拒否した場合、忌避の申立て者に不利な判断を招来するのではないかといった見方も可能

⁵⁷⁾ 556 U.S. 868 (2009). *Caperton* 判決については、原口佳誠「アメリカにおける裁判官公選制とデュー・プロセス」比較法学45巻3号29頁以下が詳しい。

⁵⁸⁾ *Id.*

⁵⁹⁾ 裁判官忌避については、土屋考次「アメリカ合衆国最高裁判所における裁判官忌避手続の考察」近畿大学法学54巻2号63（302）頁以下（2006）が詳しい。

である。そのため、この ABA の忌避基準をさらに具体化し、選挙運動にかかる寄付金の総額、寄附金額、寄付金を取り巻く動機などに基づいて忌避すべきとするルールを各州で規定するよう設ける提案もある⁶⁰⁾。また、同僚裁判官に忌避に該当するかの判断を求めたり、忌避基準を具体的に定め、それら忌避基準に該当すれば、自動的に資格剥奪をしたりする方法⁶¹⁾も提案されているが、実効性という点で限界があるといえよう。

では、視点を転じ、有権者の側から検討する。有権者は、どのような基準で裁判官を選任するのであろうか。これまでの導入に至る経緯から考察すると裁判官公選制は、民意の反映といった点に重きが置かれ、有権者によるその選択も政治家の選択と同様の判断基準と同様であった。裁判官は、他の公職の候補者（政治家）と異なる資質を必要されていることに対する有権者の認識不足もあろう⁶²⁾。それゆえ、裁判官候補者の情報を持たない有権者は、政党や利益団体などからの情報に基づき判断をせざるを得ない。結局、公選制を実施する州では、党派・非党派いずれの選挙にも関わらず、政党が有権者の判断基準として大きな位置づけにあるとされる⁶³⁾。

60) 2006年までの調査によると、裁判官と訴訟関係人とのより直接的な関係性を有す215事例のうち、9事例で裁判官自ら忌避したという。Adam Liptak & Janet Roberts, Campaign Cash Mirrors a High Court's Rulings, N. Y. Times, Oct. 1, 2006, at A1.

61) Dmitry Bam, Court, CAMPAIGNS, AND CORRUPTION: JUDICIAL RECUSAL FIVE YEAR CAPRETON : RECUSAL FAILURE, 18 N.Y. U.J.Legis. & Pub. Pol'y 631,652 (2015).

62) 裁判官公選制において明確な判断基準を有しない人は、候補者による戦術的な裁判官選挙運動のなかで、政治的にアピールすることに長けた、裁判官としての資質が低下している候補者を選択するという「bad choice」をすとの指摘もある。David E. Posen, THE IRONY OF JUDICIAL ELECTIONS, 108 Colum. L. Rev. 265, 303 (2008).

63) Michael S. Kang and Joanna M. Shapherd, The Long Shadow of Bush v. Gore : Judicial Partisanship in Election Cases, 68 Stan. L. Rev. 1411 (2016).

同時に、訴訟当事者（弁護士などの利害関係人）側には、自身の訴訟に有利に作用する判断を導く裁判官候補者を選択する必要がある。それゆえ、候補者個人の政治的・法の見解を知り、支持する候補者に対して多額の選挙資金を提供して影響力を行使しようとする。その影響力は、明確にはかり得るものではないが、影響力の行使を信じる人は、ある調査で、81%⁶⁴⁾とする非常に高い値を示していることから、真実味を帯びて捉えられている⁶⁵⁾。

さて、裁判官公選制を導入州では、上記のような問題が指摘されているにもかかわらず、公選制に対する支持は、依然として高い⁶⁶⁾。また、裁判官にとって重要視する必要がある「司法の公平性」に対する重大な疑義が提示されているにも関わらず、連邦最高裁判所は、州での裁判官公選制の導入・実施を否定する判断をしなかった。過去に問題視された裁判官資質の確保についても、最近では、州法で、あらかじめ、立候補の条件に、一定期間の法律職の経験を要することを付すことが多い⁶⁷⁾。そのため、裁判官とし

64) David B. Rottman, *The White Decision in the Court of Public Opinion: Views of Judge and the General Public*, 39 Ct. Rev. 16,21 (2002). 同時に、裁判官は、政治あるいは有権者による圧力から解放されるべきだとも指摘する。

65) 裁判官候補者に対して政党が出す選挙資金の提供により、政党への忠誠心が増加するとの調査結果がある。そしてその忠誠心は、民主党員の裁判官よりも共和党員の裁判官のほうに大きいという。Shapherd, *supra* note 63, at 1417.

66) Rottman, *supra* note 64, at 16,21. 2002年の調査によると、調査対象となった80%が裁判官選挙を支持するとする。そして市民による裁判官批判は、裁判官にさらなる説明責任とより良い判決を導くと信じているとされる。

67) *supra* note 23. 上訴裁判所裁判官の経歴をみると、下級審の裁判官、検察官、検察官以外の政府職員、弁護士、ロークラークなどの経験者が多くを占める。上訴裁判所で特に必要とされる裁判官資質は、下級審の裁判官としての経験である。それゆえ、非党派・党派選挙による選出に関わらず、多くの裁判官は、公選制を通じて裁判官職に突如経歴もなく就くものではないとされる。任期途中に空席が生じた場合に、任命によりまず上訴裁判所の裁判官となり、任期終了後に立候補する形をとるといふ。Diane M. Johnsen, *Building a Bench* : ↗

て選出されても、少なくとも、必要な最低限の法的素養を有していることになり、裁判官資質の欠如を理由に、公選制導入を正面から否定することも困難である。そのように裁判官資質以外の基準で判断するとき、裁判官候補者や裁判官に対し、言論規制を課すことは、有権者の判断（選択）基準を奪うことになりかねない。また、先に検討したように多額の選挙資金提供を受けたという理由で、忌避を裁判官に要求することにも、憲法上ならびに実際上の限界が存在する。

そもそもこれらの裁判官候補者に対する選挙運動に対する裁判官行為規則といった制約は、White 事件連邦最高裁判所判決でオコナー裁判官が指摘したように、多くの州では、メリット・システムを案出した ABA の規範をもとに各州の裁判官行為規則として制定されたものとされるため⁶⁸⁾、公選制を前提としたものではない。とするならば、各州が自主的に公選制を前提とした行為規範を制定するか、あるいは裁判官に良心的な自律を促すことで、裁判官公選制の維持を図るほかないのかもしれない。

3章 公選制以外の裁判官選任方法の是非

本章では、公選制以外の裁判官選任方法として、現在、アメリカ諸州で採用されている2つの方法、任命制とメリット・システムの是非について検討をおこなう。いずれの選任方法についても、公選制に対する批判が強まるなか、その対立軸にあるものとして、導入（移行）の主張がなされているものである。しかし、この二つの選任方法は、公選制の代替手段とし

↘ A Close Look at State Appellate Courts Constructed by the Respective Methods of Judicial Selection, 53 San Diego L. Rev. 829, 861-864, 870 (2016).

⁶⁸⁾ White, 536 U.S. 792 (O'Connor J. concurring).

て捉えられているが、それは裁判官と政治家との選挙との相違である「司法権の独立」を確保できているかどうかという点については、疑問が残るとされる。それぞれの選任方法について、現時点でどのような議論がなされているか、その是非について検討をする。

(1) 任命制

任命制は、合衆国憲法2条2節2項に基づき連邦裁判所裁判官選任において導入されている方法でもある。州裁判官の選任において公選制への多くの反発があるなかで、任命制は、近年注目を集める選任方法である。その支持理由は、「司法権の独立」を確保するために設けられた裁判官の身分保障にある。連邦裁判官の身分保障について合衆国憲法3条1節は、次のように規定する。「最高裁判所及び下級裁判所双方の裁判官は、罪過なき限り、その職を有する。歳費は、在職中減額されない。」とするものである。この規定を州裁判所裁判官の選任にあてはめ考えるならば、任命に基づく選任は、多くの利点を備えた選任方法となろう。例えば、公選制で最も問題とされる市民や選挙資金提供者との関係それ自体が発生しないために、それらに対する配慮の必要性などといった無言の圧力を生じさせる可能性を生じない。また、裁判官資質⁶⁹⁾についても任命前の事前のチェックが可能となる。と同時に、公選制に特有の選挙資金提供などといった問題での忌避も生じない。さらに、終身制とすることで、その時々の議会や

⁶⁹⁾ 任命による裁判官と公選の裁判官との相違を指し示す一つの見解がある。前者は、後者よりもより「質の高い」法廷意見を書くが、後者はより多くの「意見」を書くとする。その理由として、前者は、同様の精神を持つ専門家のコミュニティーに向け意見を書くが、後者は、市民の有権者と地域の政治家集団に向けて書かれていると指摘する。Diane M. Johnsen, *Building a Bench: A Close Look at State Appellate Courts Constructed by the Respective Methods of Judicial Selection*, 53 *San Diego L. Rev.* 829, 840 (2016).

知事との政治的な関係性においても配慮を要しない⁷⁰⁾。それゆえ裁判官は、何らの特別な関心や圧力を感じることなく、裁判官としての職務を全うできると考えられている⁷¹⁾。上記のような理解に基づく任命制は、他の選任方法よりも、利点の多い裁判官選任方法であるといえる。

しかし、任命により選出された裁判官といえども、任命権者などによる政治的な影響は無視できないことは、一般的に、周知の事実として捉えられている。仮に、任命制を州裁判官の選任で導入し、合衆国憲法の規定と同様の規定が州で定められるとすれば、非公選かつ終身の裁判官が誕生することとなるが、その裁判官に対して民主的な統制は及ばない。この任命権者によるコントロールを懸命し、任期の設定をすることにより民主的統制を及ぼすことも一つの方法ではある。しかし、それは、やはり公選制による選任と同様に、裁判官を再任の不確実性に直面させ、政治のなかに裁判官を置くことになる⁷²⁾。

しかも、現実的に、州最高裁判所レベルで任命制を採用する州は、ニュー・ジャージとテネシーの2州のみである⁷³⁾。前者の州では、上院の承認を要し知事の任命、70歳定年とする。後者は、上下両院の共同の承認を要し、任期は空席が生じた後少なくとも30日後の次の選挙の実施までとされる。しかも、8年ごとに再任（信任）投票に服するというものである。また、本稿の関心に従い、特徴的な点を指摘するならば、テネシー州の下級裁判

(70) Owen Fiss は、「裁判官のなかにある政治的な孤立は、裁判官に正義を追い求め、権力分立に命を吹き込むことの両方に必要である」という。Owen Fiss, *The Right Degree of Independence, in The Law as It Could Be* 59,61 (2003).

(71) Shugerman, *supra* note 6, at 1061.

(72) David E. Posen, *THE IRONY OF JUDICIAL ELECTIONS*, 108 *Colum. L. Rev.* 265, 283-286. (2008).

(73) *supra* note 23.

所⁷⁴⁾では、党派的選挙が実施されている。その結果、一州全体で任命による裁判官選任をしているのは、ニュー・ジャージー州のみとなる。このような観点からみると、実際問題として、任命制を州の裁判官選任方法として導入することの困難さが伺える。

(2) メリット・システム

メリット・システムは、1章の歴史的展開で示したように、20世紀以降、ABA あるいは AJS といったアメリカの代表的な法曹団体によって案出され、発展した裁判官選任方法である。現在、アメリカ各州の最上級裁判所裁判官選任方法のなかでも24州が導入する。また、下級裁判所も対象とすると、33州とコロンビア特別区で導入と多数の州で採用されている⁷⁵⁾。

この選任方法は、先に考察したように裁判官と政治（市民）との間の密接な関係性が「司法の独立」を損なうという公選制に対する批判が増すなかで、その代替手段として、それを案出した主に法曹関係者により、導入が主張された裁判官選任方法である。近年の代表的な支持者としては、White 事件判決において、公選制を非難したオコナー裁判官が挙げられよう。オコナー裁判官は、2006年に連邦最高裁判所裁判官を退官したが、その後も、多くのメリット・システムを支持する発言をおこなう。ただ、オコナー自身も、メリット・システムを完全な制度だとの認識を有しておらず、現在ある3種類の選任方法のなかで、よりよい方法であると捉えているに過ぎない。

というのも、メリット・システムは、一般に、裁判官指名委員会による

⁷⁴⁾ Chancery Court, Criminal Court, Circuit Court, Probate Court は、党派的選挙が実施され、任期は8年に設定されている。Id.

⁷⁵⁾ supra note 23.

裁判官候補者の選出、知事（議会）による任命、そして任命後、任期終了にあたり再任のための市民による投票（再任・信任）に服し支持を得るといふ、裁判官（ならびに裁判官候補者）に対して、2段階のチェックを課す裁判官選任システムである。裁判官資質について現役の裁判官や法律家、民意の反映という点で市民から裁判官指名委員会でチェックを受け⁷⁶⁾、その後、信任（再任）投票を通じて市民からの信任を得ることで、市民に対するアカウントビリティも確保でき、その上裁判選任過程への市民の参加を促進することができるとした⁷⁷⁾、任命と公選制の双方の利点を兼ね備えた選任方法であるとされているからである。その上、マイノリティや女性を委員会のメンバーにすることで、多様性も確保することができ、それらの意見が裁判官選任に反映されるという⁷⁸⁾。

その反面、メリット・システム導入当初から、選任過程における政治的影響は、完全には排除できないことは、予測され得た。裁判官指名委員会の委員構成に際しての（政党や弁護士会などからの）政治的影響、委員会諮問に対する知事の受け入れ拒否、あるいは再任（信任）選挙に直面した裁判官が市民に迎合した判決を下す可能性などである。そして現在でも、

(76) 2011年、州の裁判官指名委員会のメンバーに対して実施した調査では、その回答者のおよそ75%が、選挙よりもメリット・システムによる選任のほうが、より質の高い裁判官であると答えている。Rachel Paine Caufield, *Am. Judicature Soc'y, Inside Merit Selection: A National Survey of Judicial Nominating Commissioners* 6-7 (2012).

(77) Cort A. Van Ostran, *Note: Justice Not for Sale: A Constitutional Defense of Missouri Plan for Judicial Selection*, 44 *Wash. U. J.L. & Pol'y* 159, 176 (2014).

(78) ただ実際には、メリット・システムにより選出された女性の上訴裁判官は、全体の29%に過ぎず、他の選任方法全てをあわせた女性割合34%よりも低いとされている。Diane M. Johnsen, *Building a Bench: A Close Look at State Appellate Courts Constructed by the Respective Methods of Judicial Selection*, 53 *San Diego L. Rev.* 829, 872 (2016).

これら問題に直面する。ある見解は、「メリットに基づく選任は、組織された法曹メンバーや別のエリート集団の手に政治権力を託すための偽装」⁽⁷⁹⁾として理解する者もある。それは、有権者は、裁判官として適格性を有する候補者を選択できず、又は能力がないものとして、指名委員会に法曹関係のメンバーを選任するが、これらの委員の人選は、非公式の組織内でなされたものであるために、民主的正統性を欠くとする見方である⁽⁸⁰⁾。

さて、以上のように、メリット・システムにおいても、多角的な視点で見ると、やはり政治的な影響は排除できない。逆説的な見方をすると、メリット・システムのみならず、いずれの裁判官選任方法においても、その選任過程で完全に政治的影響を排除することの方が大きな困難を伴うといわざるを得ない。アメリカ諸州のなかで、メリット・システムに基づく裁判官選任がなぜ最も支持されているのかとすれば、現行提示されている裁判官選任方法のなかで他の選任方法と比較し、司法の独立と市民によるコントロール、その双方を良くも悪くもバランスよく兼ね備えたものであるから、ということではないだろうか。

おわりに

州裁判官選任に関わる法は、時代の趨勢に応じて、変化をする。先に挙げたミネソタ州では、1832年に始めて州憲法が制定され、2012年までに10

(79) Paul D. Carrington, Judicial Independence and Democratic Accountability in Highest States Courts, 61 LAW & CONTEMP. PROBS., Summer 1998, at 106 (1998).

(80) SCOTT W. GAYLORD, JUDICIAL INDEPENDENCE REVISITED: JUDICIAL LESSONS AND MISSOURI PLAN CHALLENGES, 90 N.C.L.REV. Addendum, 61,74-76 (2012).

度、そのあり様を変えているとされる⁸⁰⁾。しかし、その変化は、その時代の社会・政治状況など、その時々々の要請に応じて行われたものといえよう。また、上級審ではメリット・システムを採用し、下級審は公選制という選任方法も、それぞれの審級の役割に適合した裁判をしていくなかで、それに応じた選任方法を選択したということでもあろう。州の最上級の裁判所では、州法に関する憲法適合性の最終的な判断をおこなうが、下級審では、むしろ有権者にとって最前にある身近な裁判所として位置づけられる。訴訟社会と称されるアメリカでは、裁判所は身近な存在であろう。その上、政治への司法介入を容認したとされる2000年の *Bush v. Gore* 事件連邦最高裁判所判決⁸¹⁾以降、裁判所に対する市民の認識も大きく変化したとされる。となれば、有権者は、自身に有利に働くよう裁判をコントロールしたいと考えるであろうし、その結果として、有権者が選挙活動を通じてコントロールを可能とする公選制への支持も途絶えることはないだろう。

ただし、法曹関係者にとって最も守るべき利益である「司法の独立性・公平性」は、公選制それ自体を選択、採用しないといった方法でしか達成できないであろうが、その選択には、大きな困難を伴う。*Williams-Yulee* 事件連邦最高裁判所判決の法廷意見は、忌避手続という手法を用いることで、「司法の公平性」を維持するための体裁を整えることで、現在の州裁判所をめぐる市民や法曹関係者を取り巻く社会状況にかろうじて対応した判断というべきかもしれない。

80) JESSE SATER, NOTE : THE HISTORY OF MINNESOTA'S ELECTIONS : A DESCRIPTION AND ANALYSIS OF THE CHANGES IN JUDICIAL ELECTION LAW AND THEIR EFFECT ON THE COMPETITIVENESS OF MINNESOTA'S JUDICIAL ELECTIONS, 10 U. St Thomas L. J. 367 (2012).

81) *Bush v. Gore*, 531 U.S. 98 (2000).

とするならば、裁判官選任方法の選択において、裁判官資質を確保し、司法の独立性を確保するか、民意の反映か、その二者択一に基づく裁判官選任だけではなく、当該裁判所に要求される役割に応じ、その上で、判断されることになるのではないだろうか。ただ、当然、その意味においては有権者と法曹関係者との間で望ましい裁判官選任方法は異なる。課題は、やはりそれら諸条件のバランスをどこに置くかであろう。検討したように、いずれの選任方法においても長短はあり、完全なものではない。ただ、メリット・システムは、司法の独立・司法の公平性、ならびに民意の反映、その両方を、他の選任方法よりも平均的に兼ね備えている選任方法であるのではないかと考える。